
○投資マンション購入の悪質な勧誘が禁止されます。

投資用マンションの勧誘行為に関する苦情・相談が増加していることを受け、国土交通省は平成23年10月1日より宅地建物取引業法の規制を強化し、次の行為が禁止行為となります。

- （１）勧誘に先だって宅地建物取引業者の商号又は、名称、勧誘を行う者の氏名、当該契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げずに、勧誘を行う行為
- （２）相手方が契約を締結しない旨の意思（勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む）を表示したにもかかわらず勧誘を継続する行為
- （３）迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問する行為

次のような悪質な勧誘を受けた場合は、日時、勧誘してきた会社名・担当者名、宅地建物取引免許番号、そして具体的な状況や様子を記録し、宅建業法を所管する土木建築部建築住宅課（０９７－５０６－４６８２）にご連絡下さい。

- 断ったにも拘わらずしつこく電話をかけてくる
- 長時間にわたって電話を切らせてくれない
- 深夜・早朝といった迷惑な時間に電話をかけられた
- 絶対儲かるから心配ない

また、不審に思ったり、不要と思った場合は、毅然とした態度で断りましょう。

【消費者庁の情報】

○通信販売業者【(株)アクオリティ】に対する指示処分について

http://www.caa.go.jp/trade/pdf/110913kouhyou_1.pdf

○インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin704.pdf>

【国民生活センター情報】

○比較的安価な放射線測定器の性能

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110908_1.html

○子どもの火遊びを防ぐ！ライターの販売規制完全実施

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support43.html

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口へ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談（平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施）

受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

相談電話：097-536-5000

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail:a13040@pref.oita.lg.jp

=====